

小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この補助金は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町へ移住するにあたり、香川県内企業等への就職に係る採用選考に要する経費を補助することにより、本町への移住・定住及び就職の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

2 小豆島町地方就職学生支援事業補助金（以下「地方就職支援金」という。）の交付については、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、地方就職学生支援事業とは、国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業、就業型））を活用して香川県が県内市町と連携して実施する、移住する学生を支援するための補助事業をいう。

(地方就職支援金対象者)

第3条 地方就職支援金の交付を受けることができる者（以下「地方就職支援金対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件を満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件

ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。

イ 大学の卒業年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件

ア 東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在する企業等に就職することが内定しており、内定が卒業年度の10月1日以降に出されていること。

イ 卒業後にアに掲げる企業等に就職し、本町に居住する意思を有していること。

(3) その他の要件

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 地方就職支援金対象者を含む全ての世帯員が、小豆島町東京圏UIJターン移住支援事業補助金に基づく補助金の交付を受けていないこと。

エ その他、町長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 就業先に関する要件

ア 勤務地が香川県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

- ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- エ 地方就職支援金対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(2) 就業条件等に関する要件

- ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- イ 香川県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(地方就職支援金の交付)

第4条 町長は、地方就職支援金対象者に対し、前条第3項第1号の企業等に就職するために卒業年度の6月1日以降の採用選考に要した、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した往復交通費のうち、1回分の経費の2分の1の額と43,300円のどちらか低い額を補助金として交付する。

- 2 前項において、地方就職支援金対象者が、宿泊料等と往復交通費が合算されたパック旅行などを利用した場合は、合計額から一夜につき別表に掲げた該当する費用を差し引いた金額を往復交通費とみなす。ただし、宿泊料等と往復交通費の内訳が明確に分かる場合は、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、往復交通費に対し他の補助金等を受けたときは、その額を差し引いた金額を往復交通費とみなす。
- 4 交付回数は、一人1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 地方就職支援金対象者は、地方就職支援金の交付を受けようとするときは、小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)を町長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

- 2 地方就職支援金対象者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したものの写し又はこれらに準ずる書類で町長が適当と認めるもの(提示により本人確認できる書類)
 - (2) 地方就職支援金対象者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
 - (3) 交付申請書に記載した交通費の領収書
 - (4) 内定先企業等による証明書(様式第2号)
 - (5) 在学証明書(大学等所定の様式のもの)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、地方就職支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、地方就職支援金対象者に通知する。

- 2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(地方就職支援金の交付)

第7条 地方就職支援金は、前条第1項の規定により交付の決定をした後に交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 町長は、前条の規定により地方就職支援金の交付を受けた者（以下「地方就職支援金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方就職支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、内定企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、町長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 虚偽の申請であること又は居住、就業の実態がないこと等が明らかになった場合
 - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に本町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く）
 - (4) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に香川県内の別の企業等に就職する場合を除く）
 - (5) 本町への転入日から5年以内に本町から転出した場合
- 2 町長は、前項及び第5項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、通知するものとする。
- 3 地方就職支援金受給者は、本町が居住確認のための立ち入り調査等を行う場合は、これに応じなければならない。
- 4 地方就職支援金受給者は、地方就職支援金の申請日の次年度から5年間の間、毎年度、3月1日から3月31日までに、町長に現況届（様式第5号）を提出しなければならない。
- 5 町長は、地方就職支援金受給者から前項に規定する書類の提出がない場合又は第3項に規定する立ち入り調査等を拒否した場合等で補助対象者の居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

（返還請求）

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定により補助対象者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。
- 3 本条による返還金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に本町へ転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く） 全額
 - (4) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に香川県内の別の企業等に就職する場合を除く） 全額
 - (5) 本町への転入日から3年未満で本町から転出した場合 全額
 - (6) 本町への転入日から3年以上5年以内に本町から転出した場合 半額

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年6月1日以降の採用選考に要した経費について適用する。

別表（第4条関係）

宿泊料等

宿泊料	食事料（夕食代）	食事料（朝食代）
9,800 円	1,500 円	700 円

様式第1号（第5条関係）

小豆島町長 殿

申請年月日 年 月 日

小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付申請書

小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	就職先名			
	所在地			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）（※）

別紙1「小豆島町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A.誓約する	B.誓約しない
別紙2「小豆島町地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載されたに要について	A.同意する	B.同意しない
申請日から5年以上継続して、小豆島町に居住する意思について	A.意思がある	B.意思がない

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象とはなりません。

5 補助金振込先口座

金融機関名	銀行・農協								支店
	その他（ ）								出張所
預金種目	当座・普通	口座番号							
(フリガナ)									
口座名義									

小豆島町地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 小豆島町地方就職学生支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、小豆島町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 地方就職支援金申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から1年以内に本町へ転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く）：全額
 - (4) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に香川県内の別の企業等に就職する場合を除く）：全額
 - (5) 本町への転入日から3年未満で本町から転出した場合：全額
 - (6) 本町への転入日から3年以上5年以内に本町から転出した場合：半額

小豆島町地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

香川県及び小豆島町は、小豆島町地方就職学生支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、香川県及び小豆島町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、香川県及び小豆島町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

小豆島町長 殿

所在地：

事業所名：

代表者名：

電話番号：

担当者：

内定証明書

下記の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。 支給していない場合は0を記載してください) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください (※) <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください (※) <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)。

※地方就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外となります。

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： _____

様

小豆島町長

小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書

小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

補助金 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※地方就職支援金は、申請いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 小豆島町は、小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の申請等が明らかになった場合：全額
 - ・地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - ・地方就職支援金の申請日から1年以内に本町へ転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本町に住民票がある場合を除く）：全額
 - ・地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に香川県内の別の企業等に就職する場合を除く）：全額
 - ・本町への転入日から3年未満で本町から転出した場合：全額
 - ・本町への転入日から3年以上5年以内に本町から転出した場合：半額
- 2 小豆島町は、小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様

小豆島町長

小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で地方就職支援金の交付を決定した当該補助事業について、地方就職支援金交付決定の全部又は一部を取り消したので、小豆島町地方就職学生支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

小豆島町地方就職学生支援事業

2 地方就職支援金受給者名

3 交付決定取消の理由

4 地方就職支援金返還額

円

